

4. 所得基準額早見表

・世帯全員の年間所得額の合計

区分		※入居人数				
		1人	2人	3人	4人	5人
公営住宅	一般世帯	1,896,000 円以下	2,276,000 円以下	2,656,000 円以下	3,036,000 円以下	3,416,000 円以下
	裁量階層世帯	2,568,000 円以下	2,948,000 円以下	3,328,000 円以下	3,708,000 円以下	4,088,000 円以下
改良住宅・更新住宅	一般世帯	1,368,000 円以下	1,748,000 円以下	2,128,000 円以下	2,508,000 円以下	2,888,000 円以下
	裁量階層世帯	1,668,000 円以下	2,048,000 円以下	2,428,000 円以下	2,808,000 円以下	3,188,000 円以下

<表を参照する際の注意>

- ①「※入居人数」は実際に入居する世帯主および世帯員の合計人数です。(収入のある人の数ではありません。)
- ②次の場合は、控除計算がありますので、ご相談下さい。
 - ・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合
 - ・年齢が70歳以上の扶養親族がいる場合
 - ・一定の等級以上の、身体・精神・知的のいずれかの障がいをもつ親族がいる場合
 - ・寡婦(母子)・寡夫(父子)世帯の場合 等

※裁量階層世帯とは、申込み現在において、次のいずれかに該当する世帯です。

区 分
世帯主が満60歳以上の単身世帯。同居者がいる場合は、同居者のいずれもが60歳以上の方又は満18歳未満の方で構成されている世帯
次の障がい認定を受けている方がいる世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい(等級 1～4級) ・精神障がい(等級 1～2級) ・知的障がい(等級 A1～B1)
戦傷病者(特別項症から第6項症まで又は第一款症の方)がいる世帯
原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
海外からの引揚者(引揚の日から5年未満)の方がいる世帯
ハンセン病療養所入所者等がいる世帯
小学校就学前の子がいる世帯